

● 役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 24 年 2 月 2 日
規程 第 29 号

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、公益社団法人青年海外協力協会（以下「当会」という。）の定款第 27 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当会を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬等、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。
- 7 定款第 27 条に規定される「特別な事情」とは、以下の定めによる。
 1. 当会の重要な業務にかかる統括・管理や式典の出席等の業務に従事した場合。
 2. その他、社員総会の決議により、特別な事情と認められた場合。

（報酬等の支給）

第 3 条 当会は、役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は月額とする。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 当会の理事の年間報酬総額は、35,000,000 円以内とする。

- 2 監事の年間報酬総額は 2,000,000 円以内とする。
- 3 理事 1 人当たりの年間報酬額の上限額は別途理事会で決議される「理事の報酬及び費用に関する支給細則」により定め、各理事の報酬額は、その上限額の範囲内で理事会で定める。
- 4 監事 1 人当たりの年間報酬額の上限額及びその上限額の範囲内における各監事の報酬額は、監事の協議により定める。
- 5 常勤、非常勤を問わず、役員への賞与は支給しない。

（報酬の支給日）

第 5 条 役員の報酬は、年間報酬等額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

（報酬等の支給方法）

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

（通勤費）

第 7 条 常勤役員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支給する。

（費用）

第 8 条 当会は、役員が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又は前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 当会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 第28回通常総会決定(平成23年5月29日)

- 1 この規程は、公益社団法人青年海外協力協会の設立の登記の日から施行する。

附 則 第10回通常総会決定(令和3年6月20日)

- 1 変更後の規程は、令和3年6月20日(定時社員総会決議)から施行する。

附 則 第14回通常総会決定(令和7年6月21日)

- 1 変更後の規程は、令和7年6月21日(定時社員総会決議)から施行する。

附 則 第15回通常総会決定(令和8年6月20日)

- 1 変更後の規程は、令和8年6月20日(定時社員総会決議)から施行する。